

新	旧	備考
<p>海外投資（不動産等）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17-制度-00010 沿革（略） <u>令和2年12月24日 一部改正</u></p>	<p>海外投資（不動産等）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17-制度-00010 沿革（略）</p>	
<p>第1章（略）</p>	<p>第1章（略）</p>	
<p>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 第2条（略）</p>	<p>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 第2条（略）</p>	
<p>（てん補責任額） 第3条 前条第1号、第2号又は第3号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、当該事由に係る不動産に関する権利等（以下「事故権利等」という。）について同条第1号の事由又は同条第2号若しくは第3号の損害の発生の直前に評価した額と当該事故権利等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。 一～三（略） 2（略） 3 <u>前2項に規定する「100分の95」について、この証券記載の付保率を100%として保険契約を締結するときは、「100分の100」と読み替えて適用する。</u></p>	<p>（てん補責任額） 第3条 前条第1号、第2号又は第3号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、当該事由に係る不動産に関する権利等（以下「事故権利等」という。）について同条第1号の事由又は同条第2号若しくは第3号の損害の発生の直前に評価した額と当該事故権利等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。 一～三（略） 2（略）</p>	
<p>第4条～第10条（略）</p>	<p>第4条～第10条（略）</p>	
<p>第3章～第8章（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年1月18日から実施する。</u></p>	<p>第3章～第8章（略）</p>	